

公告第815号

## 規程一部変更について

規程第17条を一部変更いたします。

つきましては、健康保険法施行令第3条の規定により公告いたします。

記

### 17. 健康診査等補助費支給規程

(別紙)

附 則 この規程は、平成31年4月1日から適用する。

ダイハツ健康保険組合  
理事長 松下 範至

# 新旧条文対照表

## 17. 健康診査等補助費支給規程

新	旧
(補助費の支給回数及び限度額)	(補助費の支給回数及び限度額)
<b>第4条</b> 補助費の額は、第2条に基づき、受診者1人当り、それぞれ次に掲げる支給回数および金額を限度とする。	<b>第4条</b> 補助費の額は、第2条に基づき、受診者1人当り、それぞれ次に掲げる支給回数および金額を限度とする。
(1) 特定健診 年1回 健診費用全額。	(1) 特定健診 年1回 健診費用全額。
(2) 人間ドック 年1回 健診費用は健康保険組合連合会が契約する人間ドック料金を基準料金(基準料金を満たさない場合は検診費用)とし、補助額はその40%を限度とする。ただし、ファミリー健診として受診した場合は60%を限度とする。補助費額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。	(2) 人間ドック 年1回 健診費用は健康保険組合連合会が契約する人間ドック料金を基準料金(基準料金を満たさない場合は検診費用)とし、補助額はその40%を限度とする。ただし、ファミリー健診として受診した場合は60%を限度とする。補助費額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
(3) 乳がん検診 年1回 上限2,000円。	(3) 乳がん検診 年1回 上限2,000円。
(4) 子宮がん検診 年1回 上限2,000円。	(4) 子宮がん検診 年1回 上限2,000円。
(5) ファミリー健診 年1回 健診費用全額。	(5) ファミリー健診 年1回 健診費用より一部負担金1,000円を控除した額。ただし、36歳・40歳・44歳・48歳・52歳・56歳・60歳・64歳～74歳の者はこの限りでない。
(6) 歯科健診 - 健診費用全額。	(6) 歯科健診 - 健診費用より一部負担金500円を控除した額。ただし、未就学児は健診費用全額。